

令和4年度答申第1号  
令和4年6月24日

印西市長 板倉 正直 様

印西市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 伊藤 義文

印西市情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和4年5月6日付け印西国第157号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

印西市長が令和4年1月4日付け印西市推第1367号で行った不  
開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

印西市長が「印西市補助金等交付基準に基づく令和 2 年度●●第 1 町会～第 4 町会から●●区町会への支出に対する●●区町会の決算関係書類」について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、印西市情報公開条例（平成 1 2 年条例第 2 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 2 月 1 7 日付けで印西市長（以下「実施機関」という。）に対し、「印西市補助金等交付基準に基づく令和 2 年度●●第 1 町会～第 4 町会（以下「●●各町内会」という。）から●●区町会への支出に対する●●区町会の決算関係書類（以下「本件対象文書」という。）」の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書について、「当該文書は事務を行うにあたり取得していないことから、現に保有しておらず存在しません。」と理由を記し、情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 4 日付けで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年 1 月 7 日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、情報公開条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 5 月 6 日付けで本件審査請求について、印西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書、口頭意見陳述聴取結果記録書及び印西市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第6号。以下「審査会条例」という。）第6条第4項の規定に基づく口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 印西市における補助金等の在り方（以下「補助金等の在り方」という。）では、「被補助団体が他の団体に補助金、負担金（寄附金を含む）等を支出するために市の補助金等を充当することは認めない。ただし、同団体が事業目的を達成するために必要な上部団体への負担金については、市予算編成ヒアリングにおいて審査する。審査時には負担金受入団体の決算関係書類を用意すること。」と明記されているにもかかわらず、実施機関は、本件処分に係る不開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）において、文書不存在としている。
- (2) 実施機関の説明によれば、印西市町内会等活動費補助金交付要綱（平成26年告示第29号。以下「活動費補助金交付要綱」という。）の規定に基づき、交付される補助金（以下「活動費補助金」という。）は、●●各町内会に対するものであり、●●区町会に対するものではなく、●●各町内会から提出された書類に●●区町会の記載があったとしても資料を求めることはないため、本件対象文書を保有していないとしているが、その判断は、次の理由から誤りである。
  - ア 他の団体に支出する補助金、負担金等に市の補助金等を充当することを容認しており、仮に当該団体が事業目的を達成するために必要な上部団体であるとしても、市予算編成ヒアリングにおいて審査する必要があることから、負担金受入団体の決算関係書類を用意していないとすることは、補助金等の在り方に反する。
  - イ 補助金等の在り方では、補助金等を交際費、団体内部の構

成員の各種手当、報酬、報償等に充てることは認めないとしていることから、実施機関は、●●各町内会から●●区町会に対し、支出されている上納金の内容が示されている本件対象文書を保有しているはずである。

ウ 活動費補助金における補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、活動費補助金交付要綱第3条に規定されているが、実施機関が●●各町内会に対し交付した活動費補助金を●●各町内会が他の団体の経費として支出していることについて、実施機関が調査等を行わない理由が不明瞭である。

エ ●●各町内会の活動報告書及び経費内訳書には、●●各町内会が●●区町会に対し、負担金等を支出していることが記載されている。

オ 実施機関は、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「交付規則」という。）第4条及び同規則第14条に定める審査又は調査を実施することなく、活動費補助金を交付している。

カ 実施機関は、活動費補助金交付要綱第6条及び同要綱第10条に規定される審査を行っておらず、法令に反する。

(3) 補助金等の在り方には、補助金の交付に関する具体的な指示事項が明記されているにもかかわらず、実施機関は、補助金等の方向性及び方針を示すものであり、各補助金制度を直接制限するものではないとして、活動費補助金交付要綱に当該指示事項を規定していない。

(4) 印西市行政組織規則（平成9年規則第31号。以下「組織規則」という。）別表第2によれば、本件処分を行った市民活動推進課は、「町内会、自治会等に関すること。」を事務分掌とすることが定められている。

(5) ●●区町会は、平成26年に●●各町内会を代表し、印西市集会施設整備事業補助金交付要綱（昭和58年告示第40号。以下「整備事業補助金交付要綱」という。）の規定に基づき、印西市集会施設整備事業補助金（以下「整備事業補助金」という。）の申請等を行っていることから、実施機関は、●●区町会が●●各町内会の代表団体であることを承知しているにもかかわらず、本件通知書に「当該文書は事務を行うにあたり取得

していないことから、現に保有しておらず存在しません。」と理由を記すことは、組織規則の規定に合致せず、職務怠慢であって、不存在とする理由としては、不適當である。

(6) 審査請求人は、●●区町会区長と直接メール等でやり取りをしており、その要旨を実施機関に転送している。審査会は、審査会条例の規定を用いることにより、職権でその内容を調査されたい。

(7) 実施機関の職務への取組は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、組織規則、交付規則、活動費補助金交付要綱その他の関係する法令に違反するものであって、懲戒に該当するものであることから、公文書を不存在とすることは、不適法であると判断されたい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書、口頭意見陳述聴取結果記録書及び審査会条例第6条第4項の規定に基づく口頭意見陳述において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 補助金等の在り方は、印西市の補助金の方向性及び方針を示しているものであり、各補助金制度を直接に制限するものではない。
- 2 活動費補助金は、活動費補助金交付要綱の規定に基づき申請の内容を審査し交付の可否及び額を決定している。
- 3 実施機関が活動費補助金を交付している団体は、●●各町内会であって、●●区町会ではない。このことから、活動費補助金交付要綱に基づき、提出された書類を審査している。
- 4 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

#### 第5 審査会の判断

- 1 判断に当たっての考え方について

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備があること、本件対象文書を不存在とすることは不適法であること、違法な手続のもとに活動費補助金の交付がされたものであること、審査請求人と●●区町会区長とのやり取りの内容を調査すること及び実施機関の職務への取組みは違法である旨主張しているものと解される。

しかし、当審査会は、公文書開示請求に対する決定の当否につ

いて実施機関から意見を求められているものであって、私人間のやり取り、補助金等の交付に係る手続あるいは職務への取組みに係る違法性について見解を示す立場にはないことから、これらの点に関する審査請求人の主張の当否については判断せず、本件処分における理由付記の不備及び本件対象文書を不存在とした本件処分の適否について判断をする。

なお、判断に際しては、本件処分は文書不存在を理由としており、文書不存在の妥当性及びその理由付記が審査請求の理由となっていることから、まず本件対象文書の存否について検討し、その上で、本件処分における理由付記の不備について検討することとする。

## 2 本件対象文書の存否について

### (1) 市民活動推進課の事務分掌について

組織規則別表第2の規定によれば、本件処分を行った市民活動推進課は、「町内会、自治会等に関すること。」を事務分掌としている。

しかしながら、当該規定を根拠として実施機関が町内会、自治会等に対し、決算関係書類の提出を求めることができるわけではなく、その他、実施機関が所管する地域の全ての町内会、自治会等に対して決算関係書類の提出を求めることができる根拠となる法令上の規定、あるいは上記町内会、自治会等に対し、実施機関への決算関係書類の提出を義務付ける法令上の規定は見当たらない。

このことから、実施機関において「町内会、自治会等に関すること。」との事務を所掌していることが、直接的に実施機関による本件対象文書の保有を根拠づけるものとはなりえない。したがって、決算関係書類の提出を求める規定を定める事務の確認を個別に行うものとする。

### (2) 補助金の交付に係る手続について

#### ア ●●各町内会について

(ア) ●●各町内会は、いわゆる町内会、自治会等と呼ばれる一定の区域に住む者の地縁に基づき形成された任意の自治組織であり、法人格を有しない権利能力なき社団である。

(イ) 同町内会は、実施機関から活動費補助金の交付を受け

ている。

- (ウ) ●●各町内会の決算関係書類の記載によると、●●各町内会が共同で利用する集会所の管理維持を名目として、●●区町会に対し支出を行っている。

イ ●●区町会について

- (ア) 実施機関の説明によれば、●●各町内会が共同で組織し、集会所の維持管理や共同事業の取りまとめを行う団体である。

- (イ) 実施機関から活動費補助金の交付を受けている団体ではないが、平成26年に●●各町内会の委任により、整備事業補助金交付要綱に基づく手続を行っている。

ウ 活動費補助金の交付について

活動費補助金は、交付規則及び活動費補助金交付要綱に基づき、当該要綱第2条に定める町内会等又は特定の管理組合に対して交付されている補助金であり、当該要綱によれば、当該補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、事業年度途中で新たに設立した団体を除き、印西市町内会等活動費補助金交付申請書に、決算書等の写しを添えて、市長に申請しなければならないと定められている(第5条)。

また、当該要綱中に、支出先である他団体の決算関係書類まで、直接的に要求する規定はない。

上記ア(イ)のとおり、当該補助金の交付を受けている団体は、●●各町内会であることから、このことをもって実施機関が本件対象文書を保有していると認めることはできない。

エ 整備事業補助金の交付について

整備事業補助金は、交付規則及び整備事業補助金交付要綱に基づき、集会施設を新築、増築又は修繕するために、当該要綱第2条に定める町内会等に対して交付されている補助金であり、当該要綱によれば、補助金の交付に係る手続において、被補助団体に対し、決算関係書類を直接的に要求する規定はない。

このことから、●●区町会が当該補助金の交付を受けていたとしても、実施機関が本件対象文書を保有していると認めることはできない。

オ インカメラ審理の実施について

●●各町内会が実施機関に提出した決算関係書類中に、●  
●区町会への支出を示す記載があったことから、さらに審査  
会は、念のため審査会条例の規定により、実施機関に対し、  
諮問に係る公文書の提示を求めた。

実際に、諮問に係る公文書を直接見分したところ、本件対  
象文書は存在しなかった。

(3) 以上のことから、実施機関は、本件対象文書を保有してい  
ないと認められる

### 3 本件処分における理由付記の不備について

#### (1) 理由付記の根拠規定及び趣旨について

情報公開条例第11条第3項は、「実施機関は、前2項の規  
定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないと  
きは、前2項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。  
この場合において、当該理由は、開示しないこととする  
根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体か  
ら理解され得るものでなければならない。」と規定する。

この規定の趣旨は、不開示理由の有無について実施機関の判  
断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、  
不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服  
申立てに便宜を与えるためであると考えられる。

#### (2) 理由付記の程度について

実施機関が、開示請求に対し、開示請求に係る文書は不存在  
であるとして不開示決定をする場合の理由付記の程度は、前記  
(1)の理由付記の趣旨に鑑みると、開示請求者において、いか  
なる根拠により当該開示請求に係る文書が不存在であるとして  
不開示決定がされたのかを了知し得る程度の内容とする必要が  
あるといえ、単に文書不存在である旨だけでは不十分で、文書  
が不存在である根拠として、少なくとも、類型的に、開示請求  
に係る文書は作成されていないのか、作成されたがその後破棄  
されたのかなどの内容を付記する必要があるものと解される。

#### (3) 本件処分における理由の記載について

本件通知書には、「当該文書は事務を行うにあたり取得して  
いないことから、現に保有しておらず存在しません。」と記載  
されており、実施機関が本件対象文書を保有していない理由を  
端的に付したものとして違法又は不当であるとは言えない。



したがって、本件通知書に付記された理由は、本件処分を取り消さなければならない不備があるとは言えないことから、審査請求人の主張は採用できない。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書は存在しないとの理由で行った本件処分は、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 調査審議の経過

審査会は、本件諮問事案について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	調査審議の経過
令和4年5月6日	実施機関から諮問書を受理
令和4年6月2日	第1回 ・ 審査請求人の意見陳述聴取 ・ 実施機関の意見陳述聴取 ・ 審議

#### 印西市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名
会 長	伊 藤 義 文
会長職務代理者	土 肥 紳 一
委 員	武 田 好 子
委 員	大 杉 洋 平
委 員	柳 橋 幸 雄